

## 京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況（抜粋）

1 排出削減（吸収）見込量の数値がある対策・施策のうち排出削減見込量が概ね 1000 万 t-CO<sub>2</sub> 以上のもの

1-1	自主行動計画の着実な実施とフォローアップ	p 2
1-1 1	法律に基づく冷媒として機器に充てんされた HFC の回収等	p 4
1-1 2	森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進	p 8
1-1 3	京都メカニズムの本格活用（京都メカニズムクレジット取得事業）	p11

## 2 排出削減（吸収）見込量の数値があるもののうち 1 以外のもの

2-1 3	バイオマスの利活用の推進（バイオマスタウンの構築）	p15
2-2 6	省エネ機器の買い替え促進	p18
2-3 0	業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及	p22
2-3 4	廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進	p24
2-3 5	廃棄物の最終処分量の削減等	p27
2-3 8	一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等	p31

## 3 排出削減（吸収）見込量の数値がないもの

3-1 0	国民運動の展開（情報提供、普及啓発）	p34
3-1 1	公的機関の率的取組	p35
3-1 3	ポリシーミックスの活用（経済的手法、環境税、国内排出量取引制度）	p36
3-1 4	温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内体制の整備	p38
3-1 5	地球温暖化対策技術開発の推進	p39
3-1 6	気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化	p40

様式1 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、大きい削減量を見込むもの  
(農林水産省以外の省庁の施策は含まれていない)

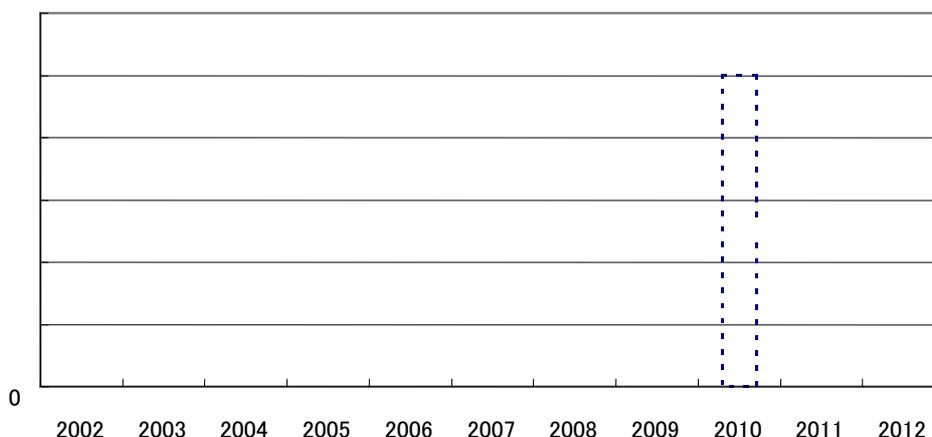
No.	対策名
1-1	自主行動計画の着実な実施とフォローアップ

2010年度における排出削減見込量 :

			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
							(最小値)						
							(最大値)						

算出方法	
備考	

排出削減見込量の推移



対策評価指標<2010年度見込み>

- 日本経団連及び個別業種の自主行動計画の透明性、信頼性、目標達成の蓋然性を向上させる観点からの適切なフォローアップ実施。

(実績及び見込量)

対策評価指標は、自主行動計画を策定している各業界が個別に定める目標の指標について、その進捗状況をフォローアップすることで対策の進捗を評価している。対策評価指標の実績及び見込量は、別添のとおり。

			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012

定義・算出方法	自主行動計画を策定している業界団体が、それぞれ目標の指標を定めている。それらの進捗を、環境自主行動計画フォローアップチームが行うフォローアップにより把握。
出典、公表時期	「食品産業における環境自主行動計画のフォローアップ結果について」(毎年度公表)
備考	

関連指標 1 :

			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012

定義・算出方法	
出典、公表時期	

**国の施策**

施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
[法律・基準]	
[税制]	
[予算／補助] 【農林水産省実施】 ・食品産業温室効果ガス排出削減戦略調査事業 8百万円 (2007 年度新規)	
[融資]	
[技術開発]	
[普及啓発]	
[その他] 【農林水産省実施】 ・食品産業団体の策定した環境自主行動計画について、フォローアップを行うため、環境自主行動計画フォローアップチームを設置。フォローアップ結果については、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会へ報告。 なお、フォローアップの対象範囲は経団連自主行動計画に参加している産業部門の4団体に加え、経団連に非参加の9団体及び業務部門の2団体の計15団体となっている。(2002 年度から実施) ・詳細は別添1及び2を参照。	2006 年度にフォローアップ会合を4回開催  フォローアップ結果を食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会へ報告予定  2007 年度も引き続き実施

**排出削減見込量の根拠等**

--

様式 1 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、大きい削減量を見込むもの

No.	対策名
1-11	法令に基づく冷媒として機器に充てんされたHFCの回収等

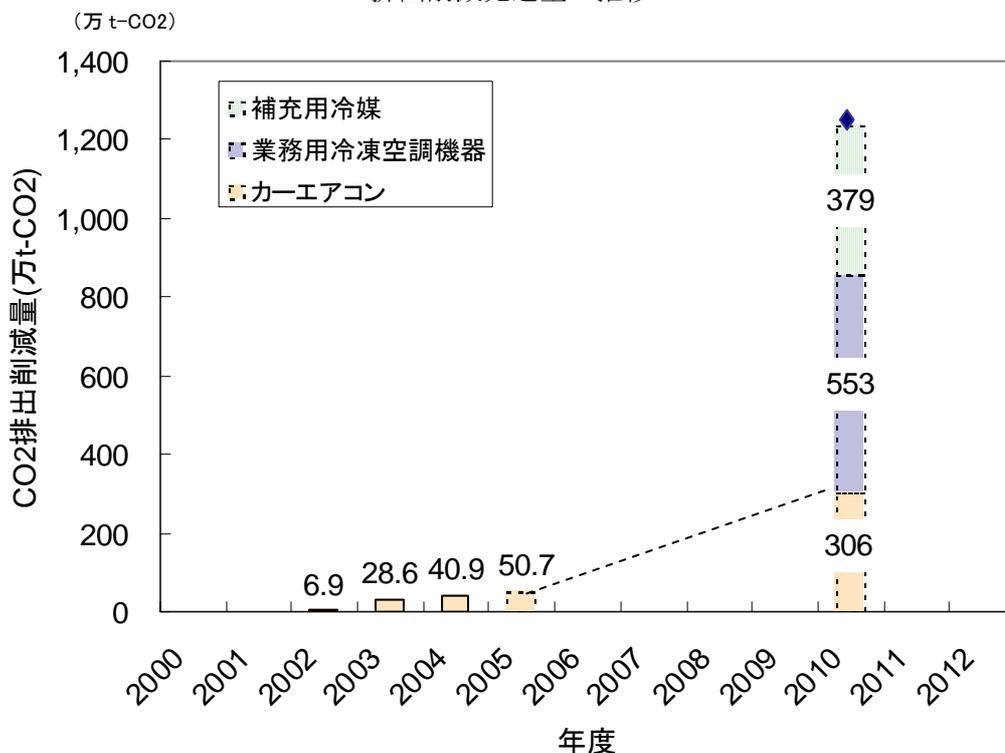
2010年における排出削減見込量 : 約1,240万t-CO<sub>2</sub> (カーエアコン 306万t-CO<sub>2</sub>)  
 (業務用冷凍空調機器 553万t-CO<sub>2</sub>)  
 (補充用冷媒 379万t-CO<sub>2</sub>)

(暦年)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
①カーエアコン (万t-CO <sub>2</sub> )	6.9	28.6	40.9	50.7					306		
②業務用冷凍空調機器 (万t-CO <sub>2</sub> )	49*	87*	128*	172*					553		
③補充用冷媒 (万t-CO <sub>2</sub> )	-	-	-	-					379		
合計	-	-	-	-					約 1,240		

※ ②の2002年～2005年の値の単位は[有姿トン]。  
 カーエアコン：2005年まで実績、2010年は見込み  
 業務用冷凍空調機器：2005年まで実績、2010年は見込み  
 補充用冷媒：2010年は見込み

算出方法	(回収量) × GWP (地球温暖化係数) 回収量：都道府県の登録を受けた回収業者から報告されたHFCの回収量 ③現在、修理・整備時の回収量を把握していないため、削減量は算定していない。なお、2007年10月施行の改正フロン回収破壊法においては修理・整備時の回収量を把握し公表。
備考	①回収量にGWP1300をかけて算出。 ②業務用冷凍空調機器に主に使用されているHFCのGWPは1,300～3,300であり、回収したHFCを種類別に把握していないため、実績値は有姿トンで記載。

排出削減見込量の推移



(注) 2002～2004年の実績値は、カーエアコンからのフロン類回収による削減量。

対策評価指標<2010年度見込み>

: カーエアコンの冷媒の回収率<80%>

業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率<2008年度からの5年間平均で60%>

補充用冷媒の回収率<2008年度からの5年間平均で30%>

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
①カーエアコン (%)	29	23	26 ※注1	— ※注2					80		
②業務用冷凍空調機器 (%)	29 ※注3	28	31	32			60				
③補充用冷媒 (%)	—	—	—				30				

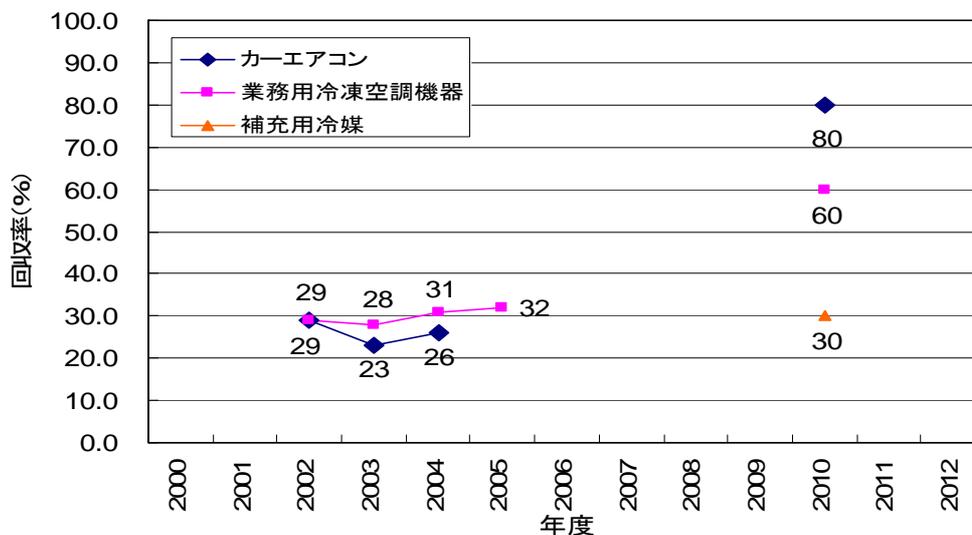
カーエアコン：2004年度まで実績、2010年度は見込み

業務用冷凍空調機器：2004年度まで実績、2010年度は見込み

補充用冷媒：2010年度は見込み

定義・算出方法	<p>①② (回収量) ÷ (廃棄された機器に含まれている冷媒フロン類の量) × 100                      回収量：都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時の冷媒フロン類の回収量                      廃棄された機器に含まれている冷媒フロン類の量：業界等の推計による</p> <p>③ (修理・整備時の回収量) ÷ (修理・整備時の冷媒フロン類の残存量) × 100</p>
出典、公表時期	<p>①② フロン回収破壊法に基づく回収量等の集計結果（経産省、環境省）（毎年度、①は翌年12月頃、②は翌年11月頃に公表。）</p> <p>注1：2004年4月から12月までに第二種特定製品引取業者に引き渡されたフロン類の回収量を元に、従来と同様の方法で推計した値（未公表）</p> <p>注2：2005年1月から、カーエアコンからのフロン類回収は自動車リサイクル法の制度に移行したため、把握できず。</p> <p>注3：環境省請負調査「平成15年度業務用冷凍空調機器の廃棄実態及びフロン排出抑制技術等に関する調査」</p> <p>③現在、修理・整備時の回収量を把握していないため、回収率は算出していません。なお、改正フロン回収破壊法の施行により、2007年10月から把握される修理・整備時の回収量から回収率を推計し、公表する予定。</p>
備考	

対策評価指標の推移



関連指標 1 : 冷媒フロン類の回収量

(暦年)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
①カーエアコン (有姿トン)	53	220	315	390							

※将来見込みは推計していないため、実績のみ記入

定義・算出方法	①フロン回収破壊法に基づき都道府県の登録を受けた回収業者から報告された HFC の回収量 (年度の回収量を年に換算)
出典、公表時期	①フロン回収破壊法に基づくフロン類の回収量等の集計結果 (経産省、環境省) (毎年度翌年 12 月頃に公表) 2005 年以降については、自動車リサイクル法に基づくフロン類年次報告により翌年 7 月以降速やかに把握

国の施策

施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
<b>対策 1 : カーエアコンの冷媒の回収率の向上</b>	
[法律・基準] 使用済自動車の再資源化等に関する法律 使用済自動車に搭載されているカーエアコンからのフロン類 (CFC、HFC) の回収・破壊を義務付け	継続

施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
<b>対策 2 : 業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率の向上</b>	
[法律・基準] 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 業務用冷凍空調機器について、廃棄時に冷媒フロン類 (CFC、HCFC、HFC) の回収・破壊を義務付け	2006 年 6 月に改正法成立 (行程管理制度の導入、整備時の回収義務の明確化等)、2007 年 10 月に施行
[予算/補助] 【環境省実施】 ①オゾン層保護・フロン回収破壊法施行事務費 ②業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費 【経済産業省実施】 ③業務用冷凍空調機器フロン類回収システムの検討調査	06 予算額 (07 予算額) 5 百万円 (5 百万円) 34 百万円 (20 百万円) 80 百万円 (79 百万円)
[融資] オゾン層対策事業・HFC 等排出抑制事業 (政投銀) オゾン層破壊物質又は代替フロン等 3 ガスを使用している設備からの転換を図るための低利融資を実施。	継続
[普及啓発] オゾン層保護対策推進月間を設定 (9 月) し、月間に合わせてポスター、パンフレット等を作成・配布。	改正フロン回収破壊法の関係者への制度周知等を行った。 2007 年度も引き続き実施。

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
<b>対策3：補充用冷媒の回収率の向上</b>	
<p>[法律・基準]</p> <p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 業務用冷凍空調機器について、廃棄時に冷媒フロン類（CFC、HCFC、HFC）の回収・破壊を義務付け</p>	<p>2006年6月に改正法成立（行程管理制度の導入、整備時の回収義務の明確化等）、2007年10月に施行</p>
<p>[予算／補助]</p> <p>【環境省実施】</p> <p>①オゾン層保護・フロン回収破壊法施行事務費 ②業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費</p> <p>【経済産業省実施】</p> <p>③業務用冷凍空調機器フロン類回収システムの検討調査</p>	<p>06予算額（07予算額）</p> <p>5百万円（5百万円） 34百万円（20百万円）</p> <p>80百万円（79百万円）</p>
<p>[融資]</p> <p>オゾン層対策事業・HFC等排出抑制事業（政投銀） オゾン層破壊物質又は代替フロン等3ガスを使用している設備からの転換を図るための低利融資を実施。</p>	<p>継続</p>
<p>[普及啓発]</p> <p>オゾン層保護対策推進月間を設定（9月）し、月間に合わせてポスター、パンフレット等を作成・配布。</p>	<p>改正フロン回収破壊法の関係者への制度周知等を行った。 2007年度も引き続き実施。</p>

様式 1 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、大きい削減量を見込むもの

No.	対策名
1-12	森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進

2010年度における吸収見込量 : 約 4,767 万 t-CO2

(単位: 万 t-CO2)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
CO2 吸収量									約 4767		
				(最小値)							
				(最大値)							

※最新のデータ等に基づき試算したところ、現状水準の森林整備で推移した場合、森林吸収量の目標達成には、110万炭素トン不足することとなる。

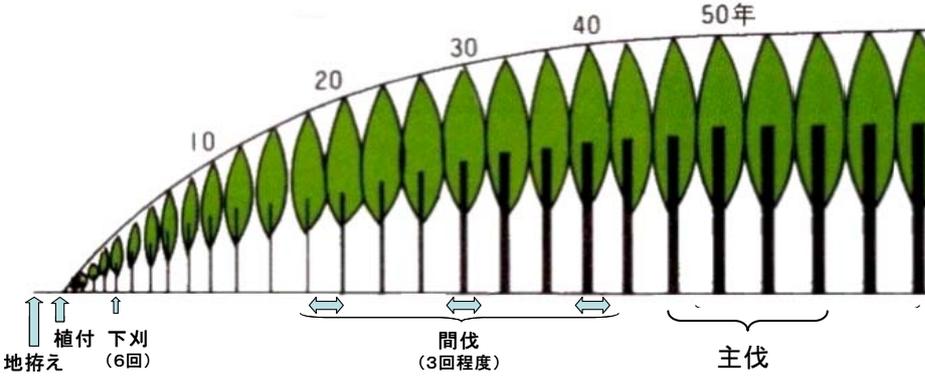
※吸収見込量は第1約束期間(2008-2012)の平均見込量

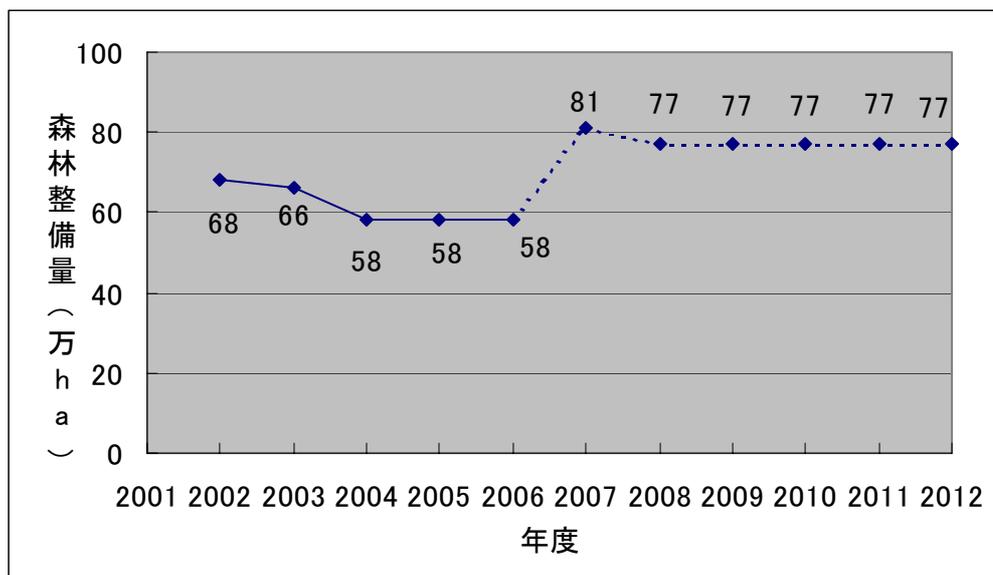
算出方法	<p>条約事務局の審査にも耐えうるよう検証を進めてきた森林に関する各種データ等を基に、新しい森林・林業基本計画の森林整備の方針を踏まえ、将来の吸収量について試算。結果については次のとおり。</p> <p>&lt;育成林&gt; 現在の森林整備の水準で推移した場合、森林経営の対象となる育成林 675万 ha → 910万炭素トンの吸収量 … ① (675万 ha × 1.35炭素トン/ha<sup>*1</sup> ≒ 910万炭素トン) ※1: 育成林の平均吸収量</p> <p>&lt;天然生林&gt; 国有林を中心として保安林面積の拡大に最大限努力した場合、森林経営の対象となる天然生林 660万 ha → 280万炭素トンの吸収量 … ② (660万 ha × 0.42炭素トン/ha<sup>*2</sup> ≒ 280万炭素トン) ※2: 天然生林の平均吸収量</p> <p>①、②より森林吸収量1300万炭素トンの確保のためには110万炭素トンの更なる確保が必要</p> <p>このため、平成19年度から6年間毎年20万 ha (合計120万 ha) の森林整備の追加が必要</p>
------	---

対策評価指標<2010年度見込み>

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
森林整備量(万ha)	68	66	58	58	58	81	77	77	77	77	77

※2007年～2012年は、現状の森林整備面積に加え毎年20万ha(合計120万ha)の追加的な整備が必要。  
 ※2007年に23万haの追加措置をした場合、2008～2012年の5年間の年平均追加事業量は19万haとなる。

定義・算出方法	
出典、公表時期	都道府県からの事業報告等により把握
備考	<p>&lt;京都議定書上の「森林経営」の考え方&gt;                  マラケシュ合意により各国は「森林経営」の考え方を整理することとされており、2005年7月に行われた環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会等で次の考え方を採用し、8月30日に条約事務局へ報告している。</p> <p>① 育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈、除伐等)、間伐、主伐)</p>  <p>② 天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置</p>



## 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
<p>[法律・基準]</p> <p>・<b>森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進</b> 2002年に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を農林水産省において策定し、多様で健全な森林の整備・保全、木材・木質バイオマス利用の推進等の取組を総合的に推進しているところ。 また、2006年9月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画に基づき、長伐期化や間伐の推進等多様で健全な森林への誘導等の効果的かつ効率的な取組を総合的に進めているところ。</p>	
<p>[税制]</p>	
<p>[予算／補助]</p> <p>【農林水産省実施】 森林整備事業：森林所有者が行う更新、間伐等について国、都道府県がその費用の一部を助成。 治山事業：荒廃森林等機能が低下した保安林において、国及び都道府県が森林の整備・保全を実施。</p>	<p>平成19年度においては、平成18年度補正予算と併せ、23万haの追加整備に必要な追加予算765億円を確保。 平成18年度補正予算 530億円 (災害防止を目的とした森林づくり) 平成19年度当初予算案 235億円 (省を挙げた森林整備の加速化等)</p>
<p>[融資]</p>	
<p>[技術開発]</p>	
<p>[普及啓発]</p> <p>【農林水産省実施】 国民参加の森林づくり等：森林吸収源対策に関する幅広い国民の理解と参画を促進するため、森林ボランティア、森林環境教育等の取組を推進。</p>	
<p>[その他]</p> <p>【農林水産省実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税制改正要望において、環境税を創設し、その使途に森林の整備・保全を位置づけるよう要望した。税制改正大綱において、検討事項と位置づけられている。</li> <li>・「美しい森林づくり推進国民運動」を安倍総理の指示を受け19年2月から行うこととし、国民の幅広い理解と協力のもと、関係府省庁の連携を強化（平成19年2月23日「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」を開催）するとともに、官民一体となった森林づくりの運動を全国で展開し、これにより間伐や広葉樹林化等多様な森林づくりを推進する。</li> </ul>	

様式 1 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、大きい削減量を見込むもの

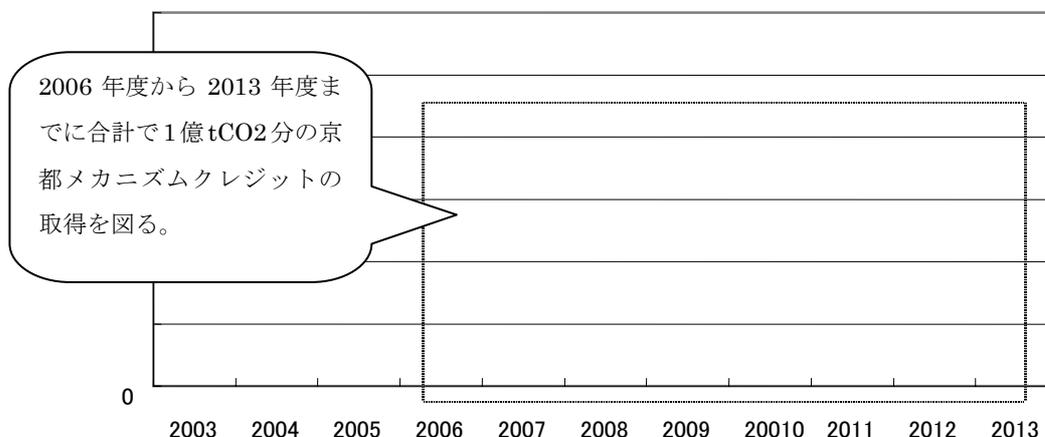
No.	対策名
1-13	京都メカニズムに関する対策・施策

2010年度における排出削減見込量 :

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
					2006年度から2013年度までに合計で1億tCO <sub>2</sub> 分の京都メカニズムクレジットの取得を図る。							
				(最小値)								
				(最大値)								

算出方法	各年度に取得したクレジット (単位: tCO <sub>2</sub> )
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、京都議定書の遵守のため、第一約束期間(2008~2012)後の追加期間終了後までに、国民各界各層が国内対策に最大限努力してもなお約束達成に不足する差分について京都メカニズムを活用し、基準年総排出量比1.6%に相当する1億tCO<sub>2</sub>分のクレジットを取得する。政府は、クレジットの取得に当たって、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を活用する。</li> <li>京都メカニズムのうちクリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)及びグリーン投資スキーム(GIS)によるクレジットの取得に最大限努力する。具体的には、将来発生するクレジットを取得した際に代金を支払う形式を基本とし、2006年度から毎年度、将来にわたって発生するクレジットの先渡し契約を可能な限り早期に締結することを目指す。</li> <li>個々のクレジット取得におけるリスクを厳正に評価・管理することに加えて、取得事業全体として取得にかかる国や相手方の分散に努めることや原則公募を行うことなどにより、クレジット取得に伴うリスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮した取得を図る。</li> </ul>

排出削減見込量の推移

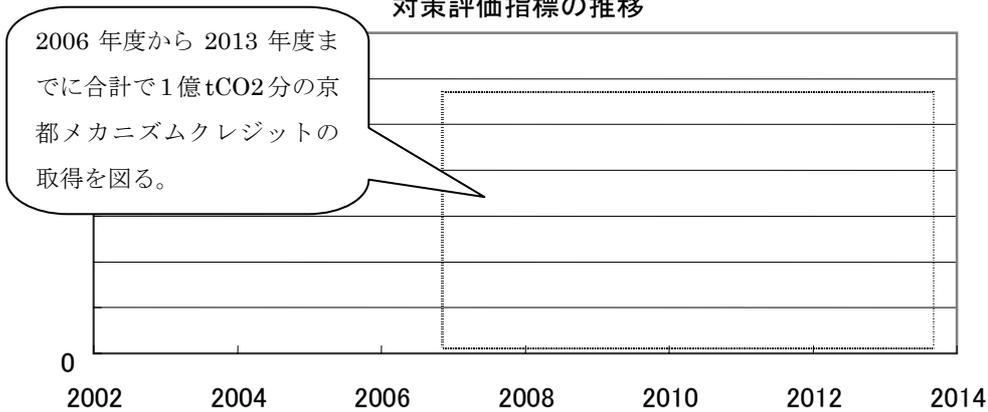


対策評価指標<2010年度見込み>

		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
						2006年度から2013年度までに合計で1億tCO <sub>2</sub> 分の京都メカニズムクレジットの取得を図る。							

定義・算出方法	京都メカニズムクレジットの取得：NEDOにより国別登録簿の政府保有口座に移転されることをもって把握
出典、公表時期	適切な時期に公表する
備考	

対策評価指標の推移



関連指標 1 :

			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012

定義・算出方法	
出典、公表時期	

## 国の施策

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
<p>[法律・基準]</p> <p>我が国として京都議定書の約束達成へ向けてクレジットの取得を適切に進めるため、クレジットの円滑な取得のために必要な法制度を整備。具体的には、①政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿を規定する地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律、②独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）にクレジット取得のための業務を追加し、国庫債務負担行為の年限を8年以内とする特例を設け、NEDOのクレジット取得に必要な費用の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から歳出するため独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律が2006年度通常国会で可決・成立し、2007年3月から施行されている。</p>	
<p>[税制]</p>	
<p>[予算／補助]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国として京都議定書の約束達成へ向けて、クレジットの円滑な取得のために必要な経費を環境省及び経済産業省で2006年度より予算に計上。2013年度までの間に1億tCO<sub>2</sub>分のクレジットを取得するため、毎年度、2013年度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を要求していく。クレジットの取得に要する費用の一部として、最大8年間にわたる国庫債務負担行為を措置。</li> </ul> <p>【環境省・経済産業省実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都メカニズムクレジット取得事業 一般会計、石油特別会計から53億9300万円（環境省：25億5,800万円、経済産業省：28億3,500万円）</li> <li>国庫債務負担行為 122億4200万円（平成18年度～平成25年度）</li> </ul> <p>※単価や調達量は市場動向等により年度ごとに変動するものであることから、現段階で対策単価見込み及び対策費用総額を明確にすることは不可能。</p>	<p>2007年度も継続して必要額を予算要求している。</p> <p>2007年度（平成19年度）予算案</p> <p>【環境省・経済産業省実施】 京都メカニズムクレジット取得事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計、石油特別会計から129億767万円 （環境省：73億2,567万円、経済産業省：55億8,200万円）</li> <li>国庫債務負担行為 406億9,223万円（平成19年度～平成25年度）</li> </ul>
<p>[融資]</p>	
<p>[技術開発]</p>	

<p>[普及啓発] 政府と関係機関が一体となって京都メカニズムの効率的な運用を図るため、政府及び政府関係機関からなる JKAP(Japan Kyoto Mechanisms Acceleration Programme)及び、京都メカニズム情報プラットフォームを活用し、京都メカニズムに関する情報の発信、普及を行う。</p>	<p>2007年度以降も継続して京都メカニズムの情報の発信、普及啓発を行う。</p>
<p>[その他] ・我が国が第一約束期間に京都メカニズムを活用する資格要件である政府及び国内の法人が京都議定書に基づくクレジットの取得、保有及び移転を行うための割当量口座簿の整備を行い、適切に管理、運営する。 ・ CDM・J I・G I Sプロジェクトについて、有望なエネルギー・環境技術及び案件の発掘並びに実現可能性の調査等の充実を図るとともに、その実施を促進する。 ・政府間協議やセミナー等の開催、技術協力等を通じ、ホスト国における京都メカニズムに対する理解を深めるとともに、ホスト国が京都メカニズムの参加資格を満たせるよう、国内制度等に係る体制整備支援を行う。 ・省エネルギー・再生可能エネルギー関連 CDMの推進に向けた CDM 理事会におけるプロジェクト審査の迅速化、方法論の統合化等に係る国際的な働きかけを含め、CDM/J I 等に関連する国際的ルールを汎用的かつ合理的なものとするため、その策定・運用改善に積極的に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成 19 年 3 月 1 日に施行されたことを受け、割当量口座簿に関する手続を開始した。平成 19 年度以降も適切に管理、運営していく。</li> <li>・ CDM・J I・G I Sプロジェクトの促進、ホスト国国内体制整備支援、国際的ルールの策定・運用改善に平成 19 年度以降も引き続き貢献していく。</li> </ul>

### 排出削減見込量の根拠等

京都議定書目標達成計画において、京都議定書の約束を達成するため、国内対策を基本として国民各界各層が最大限努力してもなお約束達成に不足する差分(基準年総排出量比 1.6%、2008 年～2012 年で 1 億 t-CO<sub>2</sub>)については、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要であると規定している。

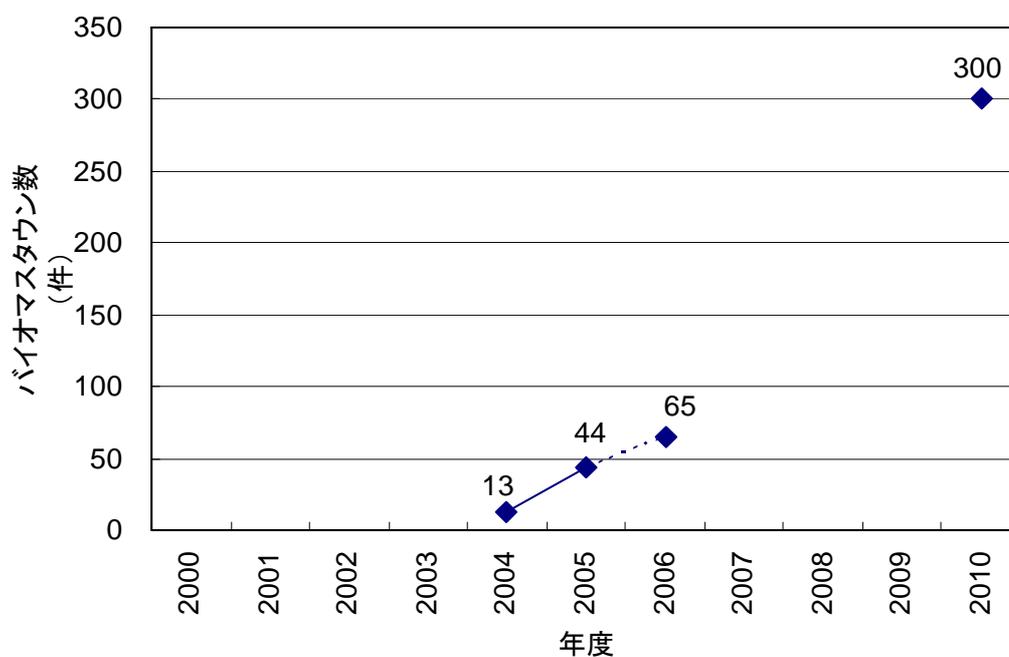
様式2 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、削減量を見込むもの

No.	対策名
2-13	バイオマスの利活用の推進（バイオマスタウンの構築）

対策評価指標<2010年度見込み>      バイオマスタウン数 500 (300)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
	-	-	13	44	65 (2月末現在)				300		

定義・算出方法	「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づいて、市町村が策定した「バイオマスタウン構想」の件数
出典、公表時期	農林水産省が公表 随時（概ね2ヶ月に1回）
備考	



**国の施策**

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
<p>[法律・基準] 【農林水産省実施】 「バイオマス・ニッポン総合戦略」(2006年3月閣議決定)</p>	
<p>[税制] 【農林水産省実施】 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度</p>	継続(2007年度も継続)
<p>[予算/補助] 【農林水産省実施】 <b>バイオマスタウンの構築等バイオマスの総合的利活用の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>バイオマスタウン構想の策定支援、施設整備等への支援</b> 地域バイオマス利活用交付金 14,346百万円(2007年度新規)</li> <li>● <b>バイオマス利活用の活性化に向けた普及・啓発</b> 地域バイオマス発見活用促進事業 337百万円(2007年度新規) バイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業 44百万円(2006年度)→41百万円(2007年度)</li> <li>● <b>バイオマスプラスチックの利用促進</b> 広域連携等バイオマス利活用推進事業 230百万円(2007年度新規) バイオマスプラスチック容器包装再商品化システム検討事業 15百万円(2007年度新規)</li> </ul>	
<p>[融資] 【農林水産省実施】 農林漁業金融公庫資金の貸付の特例:バイオマス利活用施設に対する特例の利率を措置</p>	継続(2007年度も継続)
<p>[技術開発] 【農林水産省実施】 バイオマスの地域循環利用システム化技術の研究開発、バイオマスエネルギー生産技術の実用化、リグニン等木材成分の高度利用技術の開発、未利用の水産バイオマスの多段階利用技術の開発等を実施。</p>	継続(2007年度も継続)
<p>[普及啓発] 【農林水産省実施】 バイオマス利活用に関する調査分析、バイオマス利活用の取組の核となる人材の育成、バイオマス利活用施設の整備等により、地域の実情に応じたバイオマス利活用の取組を支援。</p>	継続(2007年度も継続)
<p>[その他] 【農林水産省実施】 バイオマスタウン構想の公表</p>	継続(2007年度も継続)

## 排出削減見込量の根拠等

### ○バイオマスタウンの構築によるCO<sub>2</sub>排出削減見込量

① バイオマスタウンを構築する市町村の1市町村あたりのCO<sub>2</sub>排出削減見込量を算出

「バイオマス・ニッポン総合戦略」におけるバイオマスの利活用目標

**全国目標** 廃棄物系バイオマスの80%以上、未利用バイオマスの25%以上の利活用



**バイオマスタウン** 廃棄物系の90%以上あるいは未利用バイオマスの40%以上の利活用

バイオマスタウンにおいて、全国目標を上回る分のバイオマス利用量をエネルギー換算し、バイオマスタウン構築によるCO<sub>2</sub>排出削減見込量として試算。

廃棄物系バイオマスの90%以上を利活用する市町村によるCO<sub>2</sub>排出削減見込量 約 3,000 t-CO<sub>2</sub>

未利用バイオマスの40%以上を利活用する市町村によるCO<sub>2</sub>排出削減見込量 約 700 t-CO<sub>2</sub>

② 2010年までにバイオマスタウン構想を策定する市町村数を500市町村と想定

(内訳)

廃棄物系バイオマスの90%以上を利活用する市町村 250市町村

未利用バイオマスの40%以上を利活用する市町村 250市町村

①×②=約 90万 t-CO<sub>2</sub>

※ なお、2006年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直した際、市町村合併を考慮し、目標市町村数を300に変更。

### ○バイオマスプラスチックの利用によるCO<sub>2</sub>削減見込量

2010年のバイオマスプラスチックの利用量予測10万tをもとに、CO<sub>2</sub>排出削減見込量を約14万t-CO<sub>2</sub>と試算 約14万t-CO<sub>2</sub>

### バイオマスの利活用の推進によるCO<sub>2</sub>削減見込量の総計

90万t + 14万t = 約100万t-CO<sub>2</sub>

様式 2 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、削減量を見込むもの

No.	対策名
2-26	省エネ機器の買い替え促進

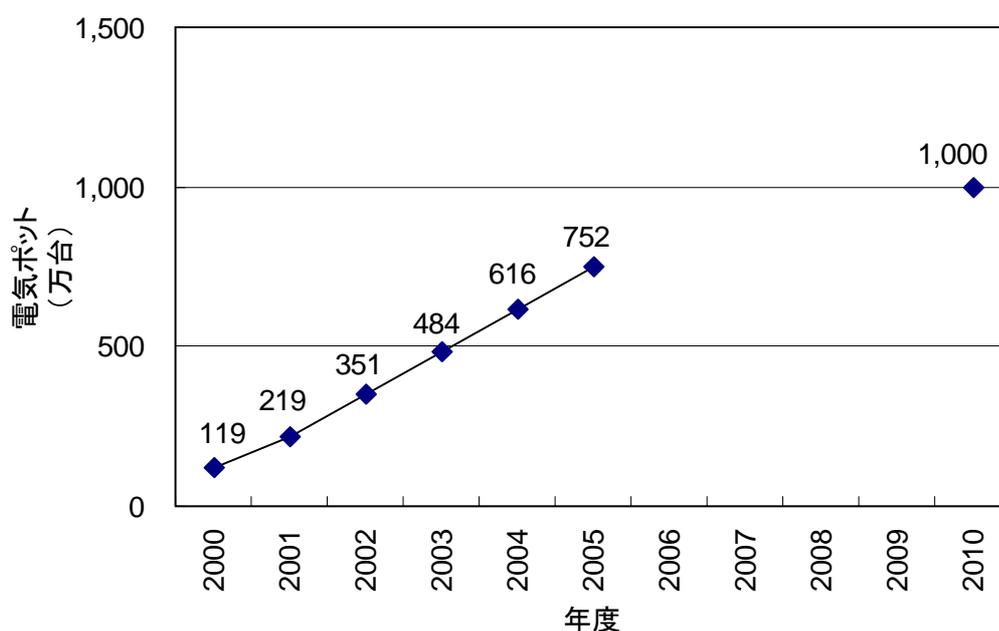
対策評価指標<2010年度見込み> 電気ポット、食器洗い機、電球型蛍光灯等の省エネ機器の導入台数<約7,800万台>

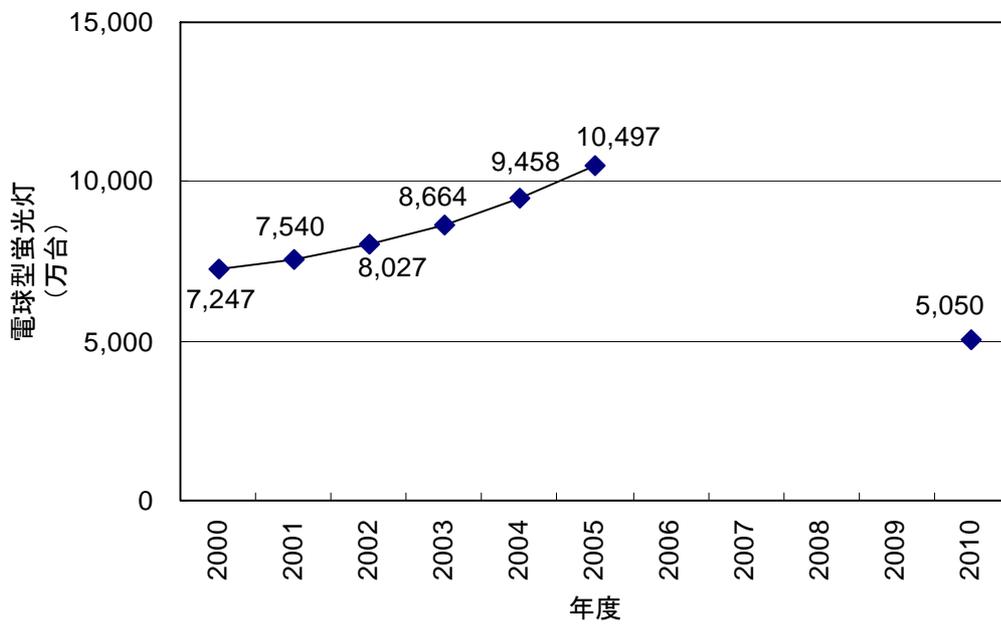
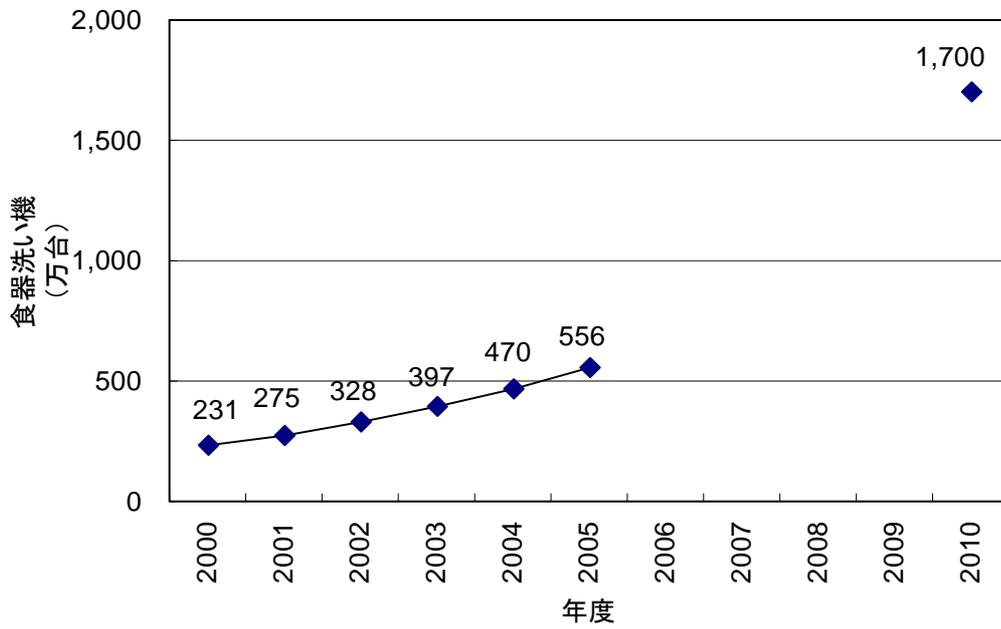
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
電気ポット	119	219	351	484	616	752					1000		
食器洗い機	231	275	328	397	470	556					1700		
電球型蛍光灯	7247	7540	8027	8664	9458	10497					5050		
節水シャワーヘッド	254	452	654	859	1069	1283					1500		
空調用圧縮機省エネ制御装置	0.2	0.9	1.7	2.5	3.6	4.3					1.4		

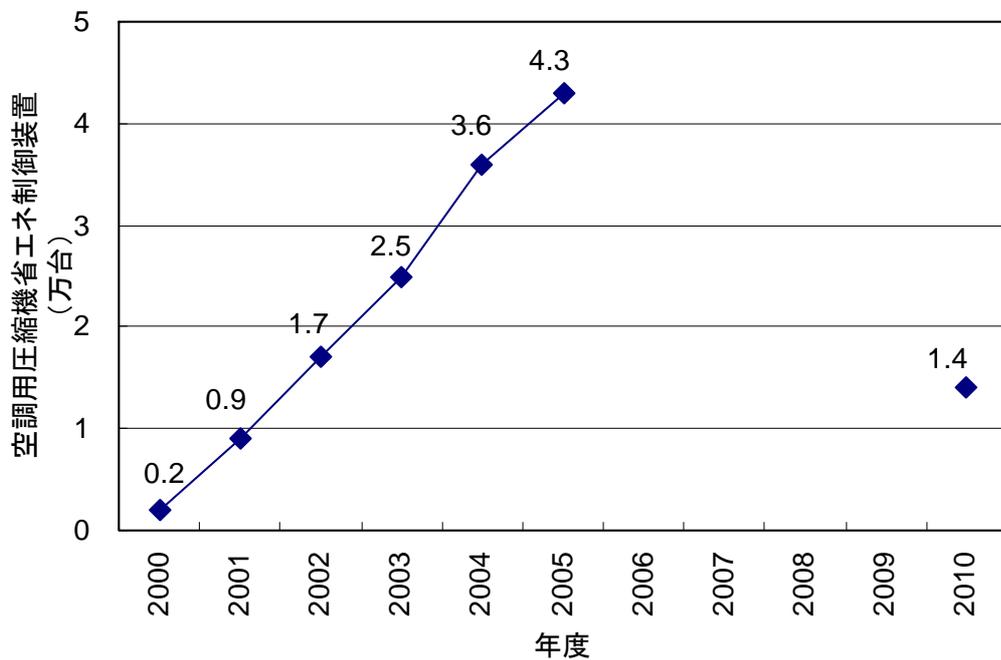
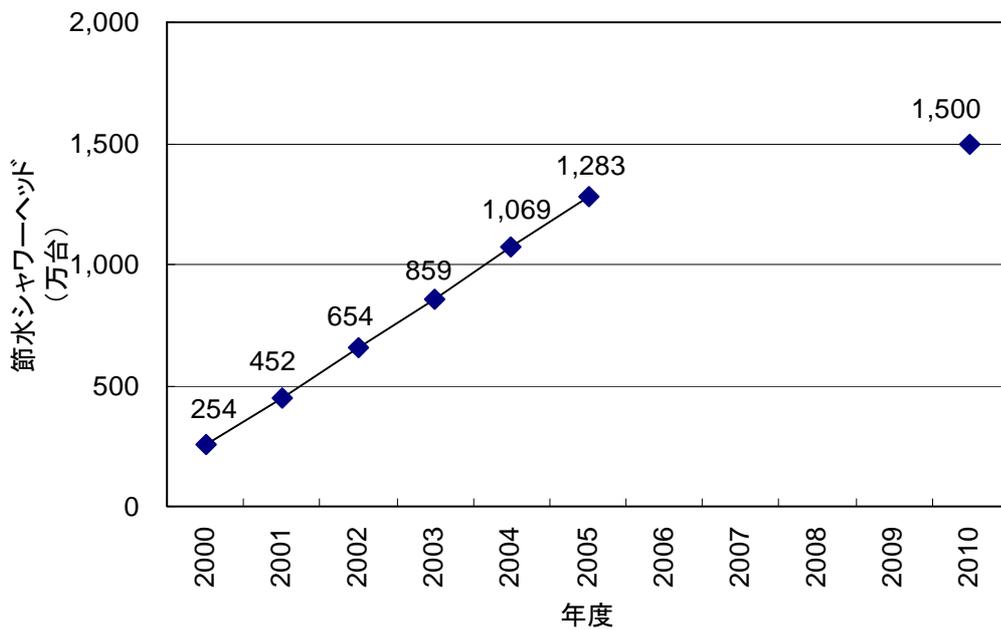
2005年度まで実績、2010年度は見込み

(単位：万台)

定義・算出方法	統計データや業界調べ等から把握
出典、公表時期	
備考	







関連指標 1 :

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012

定義・算出方法	
出典、公表時期	

## 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
[法律・基準]	
[税制]	
[予算／補助] ①主体間連携モデル推進事業（省エネ家電） 140,000千円（2006年度）、125,000千円（2007年度） ②「環のくらし」普及啓発事業 50,000千円の内数（2006年度）、50,000千円の内数（2007年度） ③地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 3,000,000千円の内数（2006年度）、3,000,000千円の内数（2007年度）	
[融資]	
[技術開発]	
[普及啓発] ①省エネ家電の普及・推進のための「主体間連携モデル推進事業（省エネ家電）」を実施 ②地球温暖化防止に資する省エネ型の家電製品等の選び方や使い方などを、ユーザーの視点から分かりやすくまとめた小冊子を作成 ③各企業が一体となり、省エネ家電への買い替え促進を積極的にPRするために、「ハロー環境技術！」のロゴマークを制作	2007年度も引き続き実施 2007年度も引き続き実施 2007年度も引き続き実施
[その他]	

## 排出削減見込量の根拠等

（電気ポット）排出削減量は、省エネ型機器の導入による削減効果を計上しており、省エネ型から省エネ型への買い替えについては控除していない。

（食器洗い機）省エネ率は、メーカーヒアリングにより算定している。

（電球型蛍光灯）2000年の時点で既に大幅に超過達成している数字を2010年の対策効果指標と設定しているが、これは、目達計画策定時においては、統計の不備等から電球型蛍光灯の総数が不明であったが、2005年から機械統計に電球型蛍光灯が計上され、より正確なデータが把握できるようになったことによる。

（節水シャワーヘッド）省エネルギーセンターが実施している「省エネルギー対策実態調査 家庭編」における省エネシャワーヘッドの導入率を元に、導入個数を推計している。

（空調用圧縮機省エネ制御装置）室内の快適性を損なわない範囲で空調用圧縮機の発停止を自動的に行って稼働時間を短縮し、圧縮機の電力消費量を削減する装置のこと。中小ビルの空調システムとして一般的なパッケージ空調機への導入が可能で、後付け用汎用型装置であり、一定間隔で圧縮機を停止させる停止装置、サーモスタットを利用する制御装置等である。導入実績数については、主要メーカーからの販売実績を合計している。省エネ率は、メーカーヒアリングにより算定している。

様式 2 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、削減量を見込むもの

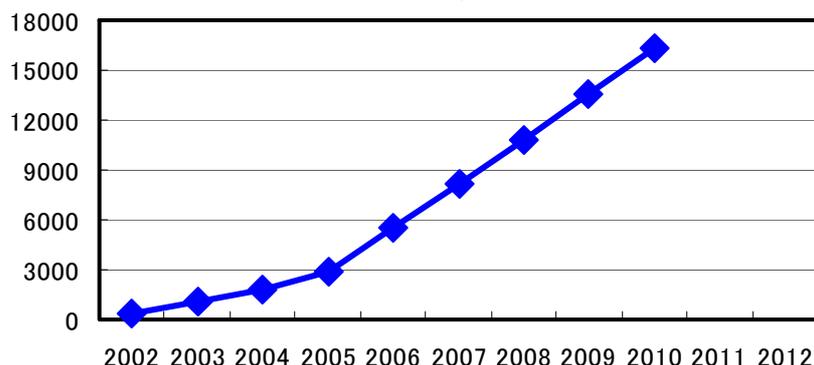
No.	対策名
2-30	業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及

対策評価指標<2010年度見込み> 業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及台数:約 16,300 台

			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
			400	1,100	1,800	2,848	5,468	8,122	10,839	13,557	16,275		

定義・算出方法	①コンビニへの導入台数：冷蔵・冷凍機メーカーからのヒアリングによる。2006年度以降は、設備の入れ替えを行われる店舗の約6割に導入されると想定。 ②冷凍倉庫等への導入台数：「省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業」による導入台数（累積） 2006年以降は、1事業所当たり1台導入すると仮定。2008年以降は、補助事業の効果により、冷凍装置が置換される事業所のうち約5割に導入されると想定
出典、公表時期	① コンビニへの導入台数：冷蔵・冷凍機メーカーからのヒアリングによる。 ② 冷凍倉庫等への導入台数：補助事業実績
備考	

対策評価指標の推移



関連指標 1 :

			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012

定義・算出方法	
出典、公表時期	

## 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
[法律・基準]	
[税制]	
[予算／補助] ・業務部門二酸化炭素削減モデル事業 1.5億円（平成18年度分） 2.5億円（平成19年度分） ・省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業 2億円（平成18年度分） 2億円（平成19年度分）	継続  継続
[融資]	
[技術開発]	
[普及啓発]	
[その他]	

様式 2 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、削減量を見込むもの

No.	対策名
2-34	廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進

対策評価指標<2010年度見込み>

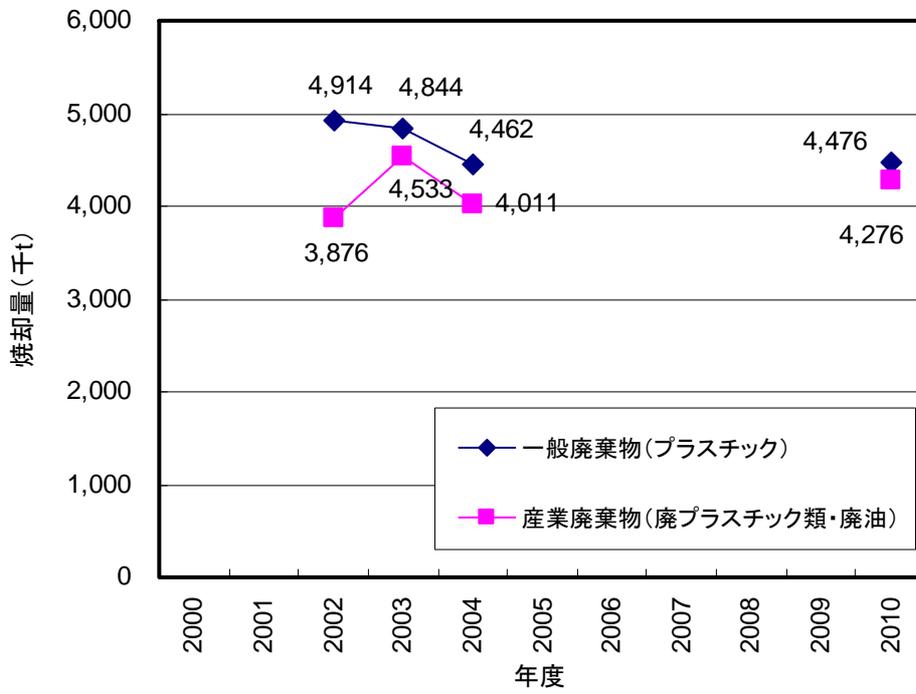
- 一般廃棄物（プラスチック）の焼却量<約 4,500 千 t>
- 産業廃棄物（廃プラスチック類）の焼却量<約 2,000 千 t>
- 産業廃棄物（廃油）の焼却量<約 2,300 千 t>

			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
●一般廃棄物（プラスチック）の焼却			4,914	4,844	4,462						4,476		
●産業廃棄物（プラスチック・廃油）の焼却			3,876	4,533	4,011						4,276		
						(最小値)							
						(最大値)							

- 一般廃棄物（プラスチック）の焼却：2004年度まで実績、2010年度は見込み
- 産業廃棄物（廃プラスチック・廃油）の焼却：2004年度まで実績、2010年度は見込み

定義・算出方法	一般廃棄物については各市町村へ、産業廃棄物については各都道府県への調査を集計して、若干の補正を行って算出
出典、公表時期	「日本の廃棄物処理」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）毎年度11月頃公表 「産業廃棄物排出・処理状況調査」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）毎年度11月頃公表 「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用量実態調査編）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課）毎年度3月頃公表
備考	廃プラスチック焼却時に熱回収を行う場合であっても、排出される二酸化炭素は廃棄物の焼却に由来する非エネルギー起源二酸化炭素として計上している。

# 対策評価指標の推移



## 国の施策

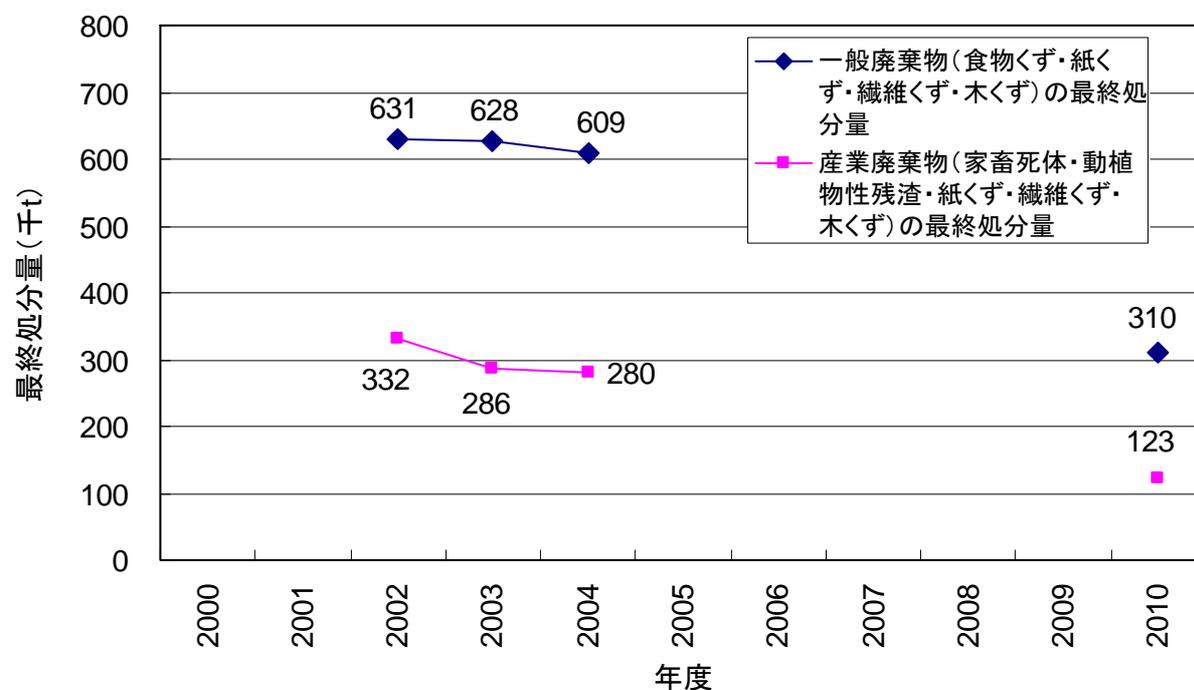
施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
<p>[法律・基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成に向けた取組</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づき設定(平成17年5月改正)した廃棄物減量化目標値の達成に向けた取組</li>   <li>・ 個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li>   <li>・ 平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立</li> <li>・ 食品リサイクル法の改正に関する検討(食品リサイクル法の改正)</li> <li>・ (家電リサイクル法の施行状況の評価・検討)</li> </ul>
<p>[税制]</p>	
<p>[予算／補助]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理施設整備費補助 (H18予算：50,248百万円の内数) (H19予算：38,261百万円の内数)</li> <li>・ 循環型社会形成推進交付金 (H18予算：48,383百万円の内数) (H19予算：51,521百万円の内数)</li> <li>・ 廃棄物処理施設における温暖化対策事業 (H18予算：1,505百万円) (H19予算：2,117百万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> </ul>
<p>[融資]</p>	
<p>[技術開発]</p>	
<p>[普及啓発]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の率直的購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> </ul>
<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の標準的な分別収集区分や適正な循環的利用や処分の考え方を示す「処理システムガイドライン」を作成</li> <li>・ 経済的インセンティブを活用し一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、「有料化ガイドライン」を作成し、一般廃棄物処理の有料化の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> </ul>

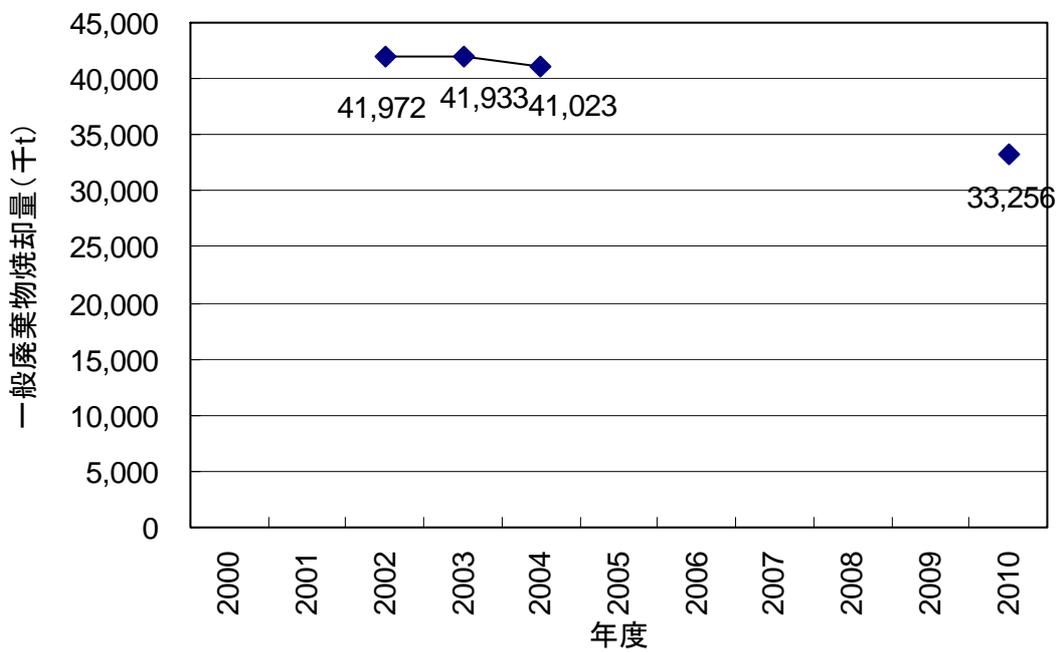
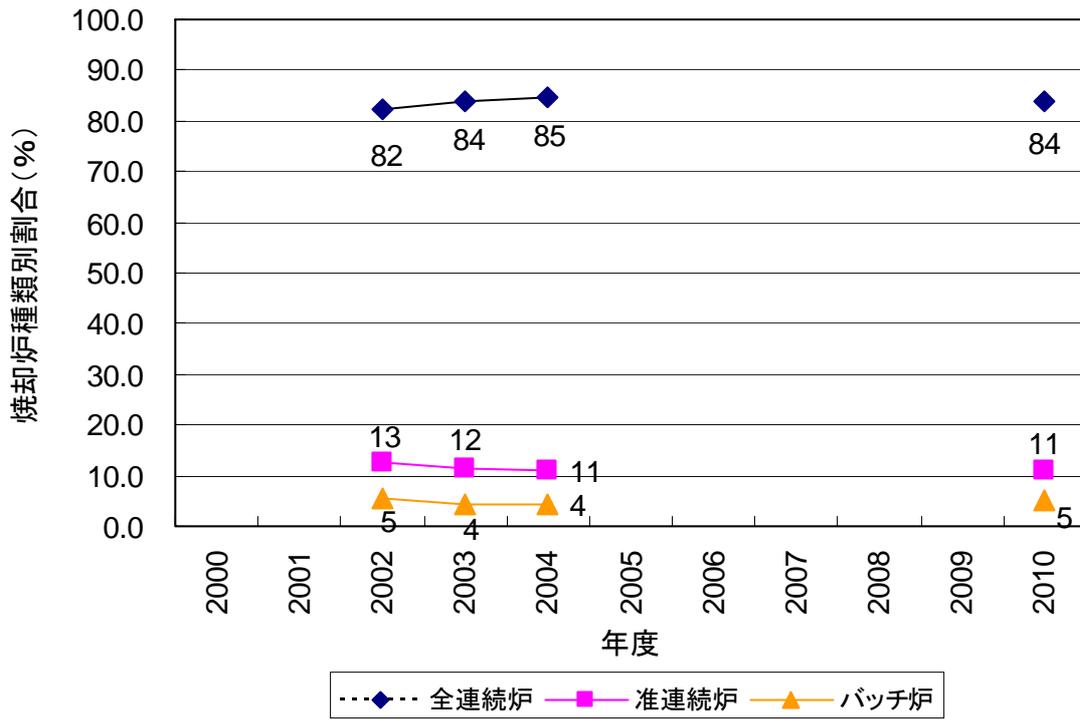
様式 2 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、削減量を見込むもの

No.	対策名													
2-35	廃棄物の最終処分量の削減等													
<b>対策評価指標&lt;2010年度見込み&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般廃棄物（食物くず・紙くず・繊維くず・木くず）の最終処分量            &lt;約 310 千 t/年&gt;</li> <li>● 産業廃棄物（家畜死体・動植物性残渣・紙くず・繊維くず・木くず）の最終処分量            &lt;約 120 千 t/年&gt;</li> <li>● 焼却炉種類別の割合 (%)            &lt;全連続炉：84%、准連続炉：11%、バッチ炉：5%&gt;</li> <li>● 一般廃棄物焼却量            &lt;約 33,000 千 t&gt;</li> </ul>														
			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
●一般廃棄物 (食物くず・紙くず・繊維くず・木くず)の 最終処分量 (千トン)			631	628	609						310			
●産業廃棄物 (家畜死体・動植物性残渣・紙くず・繊維くず・木くず)の 最終処分量 (千トン)			334	288	280						123			
●焼却炉種類 別の割合(%)														
全連続炉			82.1	84.0	84.7						83.8			
准連続炉			12.5	11.6	10.9						11.1			
バッチ炉			5.4	4.4	4.3						5.1			
●一般 廃棄物 焼却量 (千トン)			41,972	41,933	41,023						33,256			
			(最小値)											
			(最大値)											
<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般廃棄物（食物くず・紙くず・繊維くず・木くず）の最終処分量（千トン）：2004年度まで実績、2010年度は見込み</li> <li>●産業廃棄物（家畜死体・動植物性残渣・紙くず・繊維くず・木くず）の最終処分量（千トン）：2004年度まで実績、2010年度は見込み</li> <li>●焼却炉種類別の割合(%)（全連続炉、准連続炉、バッチ炉）：2004年度まで実績、2010年度は見込み</li> <li>●一般廃棄物焼却量(千トン)：2004年度まで実績、2010年度は見込み</li> </ul>														

定義・算出方法	一般廃棄物（食物くず・紙くず・繊維くず・木くず）については各市町村へ、産業廃棄物（家畜死体・動植物性残渣・紙くず・繊維くず・木くず）については各都道府県への調査を集計して、若干の補正を行って算出。 焼却炉種別の割合については、全焼却処分量に対する焼却炉別焼却量の割合
出典、公表時期	「日本の廃棄物処理」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）毎年度11月頃公表 「産業廃棄物排出・処理状況調査」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）毎年度11月頃公表 「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用量実態調査編）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課）毎年度3月頃公表
備考	

### 対策評価指標の推移





## 国の施策

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
<p>[法律・基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成に向けた取組</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づき設定(平成17年5月改正)した廃棄物減量化目標値の達成に向けた取組</li>   <li>・ 個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li>   <li>・ 平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立</li> <li>・ 食品リサイクル法の改正に関する検討(食品リサイクル法の改正)</li> <li>・ (家電リサイクル法の施行状況の評価・検討)</li> </ul>
<p>[税制]</p>	
<p>[予算／補助]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理施設整備費補助 (H18予算：50,248百万円の内数) (H19予算：38,261百万円の内数)</li> <li>・ 循環型社会形成推進交付金 (H18予算：48,383百万円の内数) (H19予算：51,521百万円の内数)</li> <li>・ 廃棄物処理施設における温暖化対策事業 (H18予算：1,505百万円) (H19予算：2,117百万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> </ul>
<p>[融資]</p>	
<p>[技術開発]</p>	
<p>[普及啓発]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の率直的購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> </ul>
<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の標準的な分別収集区分や適正な循環的利用や処分の考え方を示す「処理システムガイドライン」を作成</li> <li>・ 経済的インセンティブを活用し一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、「有料化ガイドライン」を作成し、一般廃棄物処理の有料化の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> </ul>

様式 2 : 目達計画別表に掲げる対策のうち、削減量を見込むもの

No.	対策名
2-38	一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等

対策評価指標<2010年度見込み>

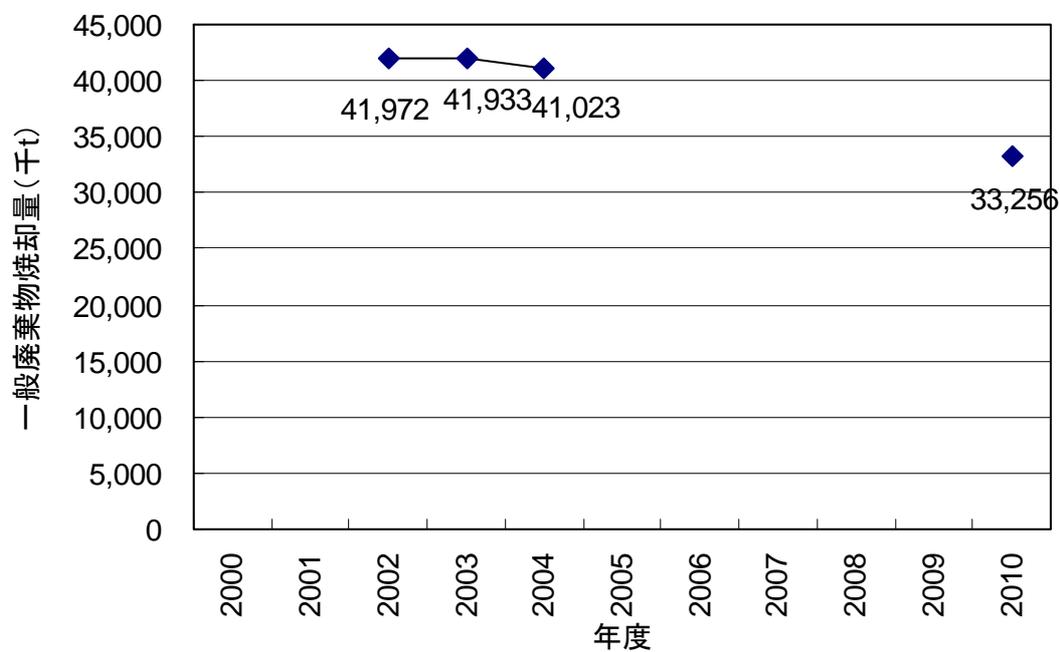
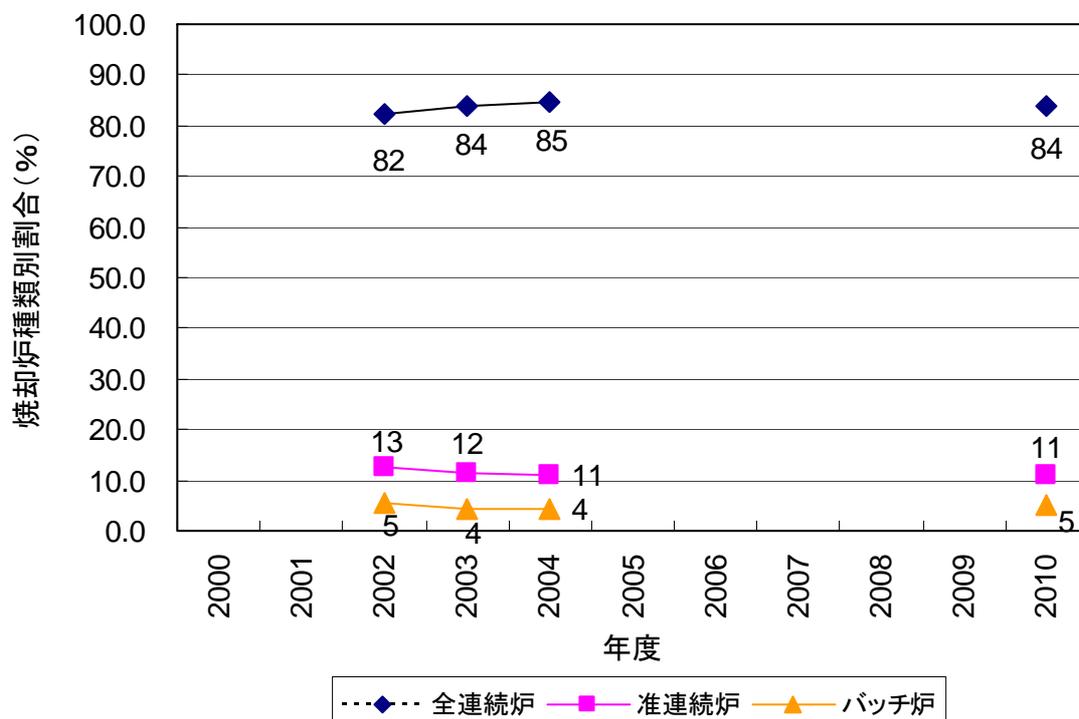
- 焼却炉種類別の割合 <全連続炉：84%、准連続炉：11%、バッチ炉：5%>
- 一般廃棄物焼却量 <約 33,000 千 t>

		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
●焼却炉種類別割合 (%)												
全連続炉		82.1	84.0	84.7						83.8		
准連続炉		12.5	11.6	10.9						11.1		
バッチ炉		5.4	4.4	4.3						5.1		
●一般廃棄物焼却量 (千トン)		41,972	41,933	41,023						33,256		
					(最小値)							
					(最大値)							

- 焼却炉種類別の割合(%) (全連続炉、准連続炉、バッチ炉)：2004年度まで実績、2010年度は見込み
- 一般廃棄物焼却量(千トン)：2004年度まで実績、2010年度は見込み

定義・算出方法	各市町村への調査を集計後、若干の補正を行って算出
出典、公表時期	「日本の廃棄物処理」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課) 毎年度11月頃公表 「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課) 毎年度3月頃公表
備考	

対策評価指標の推移



**国の施策**

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
<p>[法律・基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成に向けた取組</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づき設定(平成17年5月改正)した廃棄物減量化目標値の達成に向けた取組</li> <li>・ 個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)に基づく措置の実施や評価、検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> <li>・ 平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立</li> <li>・ 食品リサイクル法の改正に関する検討(食品リサイクル法の改正)</li> <li>・ (家電リサイクル法の施行状況の評価・検討)</li> </ul>
<p>[税制]</p>	
<p>[予算／補助]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理施設整備費補助 (H18予算：50,248百万円の内数) (H19予算：38,261百万円の内数)</li> <li>・ 循環型社会形成推進交付金 (H18予算：48,383百万円の内数) (H19予算：51,521百万円の内数)</li> <li>・ 廃棄物処理施設における温暖化対策事業 (H18予算：1,505百万円) (H19予算：2,117百万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> </ul>
<p>[融資]</p>	
<p>[技術開発]</p>	
<p>[普及啓発]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の率直的購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> </ul>
<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の標準的な分別収集区分や適正な循環的利用や処分の考え方を示す「処理システムガイドライン」を作成</li> <li>・ 経済的インセンティブを活用し一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、「有料化ガイドライン」を作成し、一般廃棄物処理の有料化の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> </ul>

様式3 : 目達計画別表に掲げるその他の対策  
その他の対策（別表に掲げられていない対策）

No.	対策名
3-10	国民運動の展開（情報提供、普及啓発）
<b>国の施策</b>	
施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
<p>[法律・基準]</p> <p>環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 (平成十五年七月二十五日法律第百三十号) 2003年7月に議員立法により成立し、同年10月1日に一部施行。その後同法基本方針の閣議決定、「人材認定等事業に係る登録に関する省令」の公布を経て2004年10月に完全施行。今後関係各省及び様々な主体と連携して、学校、地域、家庭等あらゆる場における環境教育や環境保全活動の基盤作り、場や機会の提供を進めていく。</p>	
<p>[税制]</p>	
<p>[予算／補助]</p> <p>①地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 3,000,000千円(2006年度)、3,000,000千円(2007年度) ②「環のくらし」普及啓発事業 50,000千円(2006年度)、50,000千円(2007年度) ③温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業 300,000千円(2007年度) ④子ども達の自主的な環境活動、環境学習を支援するこどもエコクラブ事業 108,290千円(2006年度)、87,919千円(2007年度) ⑤家庭における環境に配慮した生活を推進する我が家の環境大臣事業 100,000千円(2006年度)、71,949千円(2007年度)</p>	
<p>[融資]</p>	
<p>[技術開発]</p>	
<p>[普及啓発]</p> <p>①地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(2005年度から実施) ②「環のくらし」普及啓発事業(2003年度から実施) ③温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業(2007年度から開始) ④子ども達の自主的な環境活動、環境学習を支援するこどもエコクラブ事業(1995年度から実施) ⑤家庭における環境に配慮した生活を推進する我が家の環境大臣事業(2005年度から実施)</p>	<p>2007年度も引き続き実施 2007年度も引き続き実施 2007年度も引き続き実施 2007年度も引き続き実施</p>
<p>[その他]</p>	

様式 3 : 目達計画別表に掲げるその他の対策  
その他の対策（別表に掲げられていない対策）

No.	対策名
3 - 1 1	公的機関の率先的取組
<b>国の施策</b>	
施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
<p>[法律・基準]</p> <p>政府では地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針(平成11年4月9日閣議決定)に基づき策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成14年7月19日閣議決定)を引き継ぎ、同法及び目標達成計画に基づく新たな「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成17年4月28日閣議決定)を策定した。</p> <p>これにより、平成13年度比で平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い、直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標としている。</p> <p>また、地方公共団体の取組として、都道府県及び市町村は、地球温暖化推進法21条に基づき、「当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」を策定することが義務づけられている。</p>	<p>継続</p> <p>平成13年度から5カ年計画で実施している「政府の実行計画」が今年度で終了し、平成19年度より新たな政府実行計画に基づき取組を実施する予定。</p>
[税制]	
[予算／補助]	
[融資]	
[技術開発]	
[普及啓発]	
<p>[その他]</p> <p>地球温暖化対策推進法第10条に基づき地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に地球温暖化対策推進本部が設置されており、関係省庁において行政機関の職員で構成される幹事会を設置し、行政機関における地球温暖化対策推進に取り組んでいる。</p>	
<b>対策の効果</b>	

様式3 : 目達計画別表に掲げるその他の対策  
その他の対策（別表に掲げられていない対策）

No.	対策名
	ポリシーミックスの活用（自主的手法・経済的手法・情報的手法）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国の施策</div>	
施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
<p>[税制]</p> <p>○環境税</p> <p>環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省は、2004年、2005年に引き続き、2006年8月末に環境税の創設要望を行い、同年11月に「地球温暖化対策のための税制のグリーン化」を示した。</li> <li>・「平成19年度の税制改正に関する答申」（政府税制調査会） 「環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国における取組状況、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していく」こととされた。（2006年12月）</li> </ul>	
<p>[予算／補助]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 27.6億円（2006年度）→ 30億円（2007年度）</li> <li>・国内排出量取引推進事業 2億円（2006年度）→ 2.5億円（2007年度）</li> </ul>	

[その他]

**○自主参加型排出量取引の実施**

温室効果ガスの費用効率的かつ着実な排出削減と、国内排出量取引に関する知見及び経験を蓄積するために、2005年度から、排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネ等のための設備導入について補助し、削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用もできる仕組みの事業を進めている。

**対策の効果**

様式 3 : 目達計画別表に掲げるその他の対策  
 その他の対策（別表に掲げられていない対策）

（農林水産省以外の省庁の施策は含まれていない）

No.	対策名																
3-14	温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内体制の整備																
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国の施策</div>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">施策の全体像</th> <th style="width: 40%;">2006年度実績見込み (2007年度予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="148 566 1042 696">[法律・基準]</td> <td data-bbox="1042 566 1430 696"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 696 1042 819">[税制]</td> <td data-bbox="1042 696 1430 819"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="148 819 1430 1021">           [予算／補助]  <b>【農林水産省】</b>            ・森林吸収源計測・活用体制整備強化事業 98,222 千円（2006年度終了）            ・森林吸収源インベントリ情報整備事業 296,067 千円（2006年度）→463,935 千円（2007年度）            ・森林吸収源としての保安林情報整備強化対策 70,000 千円（2006年度）→62,535 千円（2007年度）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1021 1042 1099">[融資]</td> <td data-bbox="1042 1021 1430 1099"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1099 1042 1200">[技術開発]</td> <td data-bbox="1042 1099 1430 1200"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1200 1042 1279">[普及啓発]</td> <td data-bbox="1042 1200 1430 1279"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1279 1042 1368">[その他]</td> <td data-bbox="1042 1279 1430 1368"></td> </tr> </tbody> </table>		施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)	[法律・基準]		[税制]		[予算／補助] <b>【農林水産省】</b> ・森林吸収源計測・活用体制整備強化事業 98,222 千円（2006年度終了） ・森林吸収源インベントリ情報整備事業 296,067 千円（2006年度）→463,935 千円（2007年度） ・森林吸収源としての保安林情報整備強化対策 70,000 千円（2006年度）→62,535 千円（2007年度）		[融資]		[技術開発]		[普及啓発]		[その他]	
施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)																
[法律・基準]																	
[税制]																	
[予算／補助] <b>【農林水産省】</b> ・森林吸収源計測・活用体制整備強化事業 98,222 千円（2006年度終了） ・森林吸収源インベントリ情報整備事業 296,067 千円（2006年度）→463,935 千円（2007年度） ・森林吸収源としての保安林情報整備強化対策 70,000 千円（2006年度）→62,535 千円（2007年度）																	
[融資]																	
[技術開発]																	
[普及啓発]																	
[その他]																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対策の効果</div>																	

**様式3 : 目達計画別表に掲げるその他の対策  
その他の対策（別表に掲げられていない対策）**

（農林水産省以外の省庁の施策は含まれていない）

<b>No.</b>	<b>対策名</b>
3-15	地球温暖化対策技術開発の推進
<b>国の施策</b>	
施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
[法律・基準]	
[税制]	
[予算／補助] 【農林水産省実施】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産バイオリサイクル研究 1,236百万円（内数、2006年度で終了）</li> <li>・バイオマス生活創造構想事業 108百万円（2006年度で終了）</li> <li>・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 1,500百万円（2007年度新規）</li> </ul>	
[融資]	
[技術開発] 【農林水産省実施】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産バイオリサイクル研究 バイオマスの地域循環システムの実用化を促進するための地域モデルの構築及び実証に関する取り組みを行う。</li> </ul>	2006年度で終了
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス生活創造構想事業（バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発） バイオマスプラスチックの製造コスト低減を図るため、調達コストの低い多様なバイオマスの利用、プラスチックの各製造工程におけるエネルギー必要量の削減、効率的なリサイクルシステムの確立などの要素技術を開発する。</li> </ul>	2006年度で終了
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 バイオ燃料への利用に向けた国産の資源作物の育成と低コスト栽培技術等の開発、バイオマスをエネルギーやマテリアルとして利活用する技術を最適に組み合わせたバイオマス利用モデルの構築・実証・評価研究を重点的に行う。更に、農林水産バイオマスの特性を活かしたバイオマスマテリアル製造技術の開発を行う。</li> </ul>	2007年度新規実施
[普及啓発]	
[その他]	
<b>対策の効果</b>	

様式3 : 目達計画別表に掲げるその他の対策  
その他の対策（別表に掲げられていない対策）

（農林水産省以外の省庁の施策は含まれていない）

No.	対策名																
3-16	気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化																
<b>国の施策</b>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="148 497 1042 566">施策の全体像</th> <th data-bbox="1050 497 1430 566">2006年度実績見込み (2007年度予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="148 566 1042 696">[法律・基準]</td> <td data-bbox="1050 566 1430 696"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 696 1042 826">[税制]</td> <td data-bbox="1050 696 1430 826"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 826 1042 987">           [予算／補助]  <b>【農林水産省実施】</b>            ・地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発            462百万円（2006年度）→276百万円（2007年度）         </td> <td data-bbox="1050 826 1430 987"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 987 1042 1066">[融資]</td> <td data-bbox="1050 987 1430 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1066 1042 1373">           [技術開発]  <b>【農林水産省実施】</b>            ・地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発            地球温暖化が農林水産業に与える影響を将来予測を含め、より高度に評価するとともに、農林水産生態系の炭素循環の解明を行い、地球温暖化に伴う環境変動に対処する技術を開発等に向けた研究の取組みを強化する。         </td> <td data-bbox="1050 1066 1430 1373">2007年度も引き続き実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1373 1042 1435">[普及啓発]</td> <td data-bbox="1050 1373 1430 1435"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1435 1042 1541">[その他]</td> <td data-bbox="1050 1435 1430 1541"></td> </tr> </tbody> </table>		施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)	[法律・基準]		[税制]		[予算／補助] <b>【農林水産省実施】</b> ・地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発 462百万円（2006年度）→276百万円（2007年度）		[融資]		[技術開発] <b>【農林水産省実施】</b> ・地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発 地球温暖化が農林水産業に与える影響を将来予測を含め、より高度に評価するとともに、農林水産生態系の炭素循環の解明を行い、地球温暖化に伴う環境変動に対処する技術を開発等に向けた研究の取組みを強化する。	2007年度も引き続き実施	[普及啓発]		[その他]	
施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)																
[法律・基準]																	
[税制]																	
[予算／補助] <b>【農林水産省実施】</b> ・地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発 462百万円（2006年度）→276百万円（2007年度）																	
[融資]																	
[技術開発] <b>【農林水産省実施】</b> ・地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発 地球温暖化が農林水産業に与える影響を将来予測を含め、より高度に評価するとともに、農林水産生態系の炭素循環の解明を行い、地球温暖化に伴う環境変動に対処する技術を開発等に向けた研究の取組みを強化する。	2007年度も引き続き実施																
[普及啓発]																	
[その他]																	
<b>対策の効果</b>																	

